

国政評第111号
令和7年3月31日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣
(公印省略)

令和7年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和7年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 領土・領海の堅守、海上保安能力強化について

中国海警局に所属する船舶による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月関係閣僚会議決定）に基づき、巡視船・航空機等の増強整備といったハード面の取組に加え、国内外の関係機関との連携・協力の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安能力を一層強化する。

[具体的な目標]

- 繰り返される尖閣諸島周辺の我が国領海等への中国海警局に所属する船舶の接近、侵入等の厳しい情勢を踏まえ、関係省庁と緊密に連携し、領海警備に万全を期すこと。
また、大和堆周辺海域等における違法操業外国漁船等への対応及び日本漁船の安全確保、原発等へのテロの脅威、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動等の重要な事案に適切に対応すること。【主要】
- 新たな脅威に備えた高次的な尖閣領海警備能力、新技術等を活用した隙の無い広域海洋監視能力、大規模・重大事案同時発生に対応できる強靭な事案対処能力の強化のため、巡視船・航空機の整備等を進めること。また、海洋権益確保に資する優位性を持

った海洋調査能力の強化のため、測量船の高機能化等を進めること。加えて、強固な業務基盤能力の強化のため、必要となる人材の確保・育成、教育訓練施設の拡充や基地整備等を進めること。

- ・ 戰略的な国内外の関係機関との連携・支援能力の強化のため、警察、自衛隊等の関係機関との連携体制を強化すること。特に、自衛隊とは、それぞれの役割分担の下、あらゆる事態に適切に対応するため、情報共有・連携の深化、武力攻撃事態時における各種の対応要領や訓練の充実を図ること。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有するとともに、外国海上保安機関等との連携・協力や諸外国への海上保安能力向上支援を推進すること。

2. 海上における治安の確保について

積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、密漁、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まとるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・ 「2025 年日本国際博覧会」が開催されることを踏まえ、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動に対する警備体制の充実・強化を図り、万全な警備を行うこと。
- ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を 0 件とすること。【主要】

3. 海難の救助について

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 要救助海難に対する救助率を 95%以上とすること。【主要】
- ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取り組み、海難発生から 2 時間以内に海上保安庁が情報を入手する割合（関知率）を 85%以上とすること。

4. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全確保に関し、令和 5 年 3 月 28 日に交通政策審議会から答申された「第 5 次交通ビジョン」も踏まえ、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、

海難の未然防止を図る。さらに、近年の激甚化・頻発化する台風等自然災害への対策を推進する。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。【主要】
- ・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数について、1500隻未満を目指すこと。【主要】

5. 海上防災・海洋環境の保全について

激甚化・頻発化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、一般市民を対象とした啓発活動を通じて海洋環境の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を320回以上実施すること。【主要】
- ・ 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした啓発活動を480回以上実施すること。

6. 海洋調査等について

海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。

[具体的な目標]

- ・ 他国による我が国周辺海域での海洋権益の主張や海洋調査の実施及びその成果の発信に対し、我が国の海洋権益及び海洋情報の優位性を確保するべく、海洋調査等を計画的かつ効率的・効果的に実施すること。【主要】
- ・ 「第4期海洋基本計画」（令和5年4月閣議決定）に基づき、関係機関等が運用する各種海洋情報サービスや地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月閣議決定）等に基づき整備される地理空間情報との連携を強化するなど「海洋状況表示システム」の機能強化に取り組むこと。【主要】
- ・ 全国20箇所の験潮所における験潮により平均潮位を算出し、験潮月表として毎月公表

するほか、長年にわたり蓄積した駿潮結果から、海図において水深の基準となる最低水面等を算出すること。また、駿潮結果を防災情報にも活用するため、気象庁（リアルタイム）及び国土地理院（適宜）に提供を行うこと。【主要】